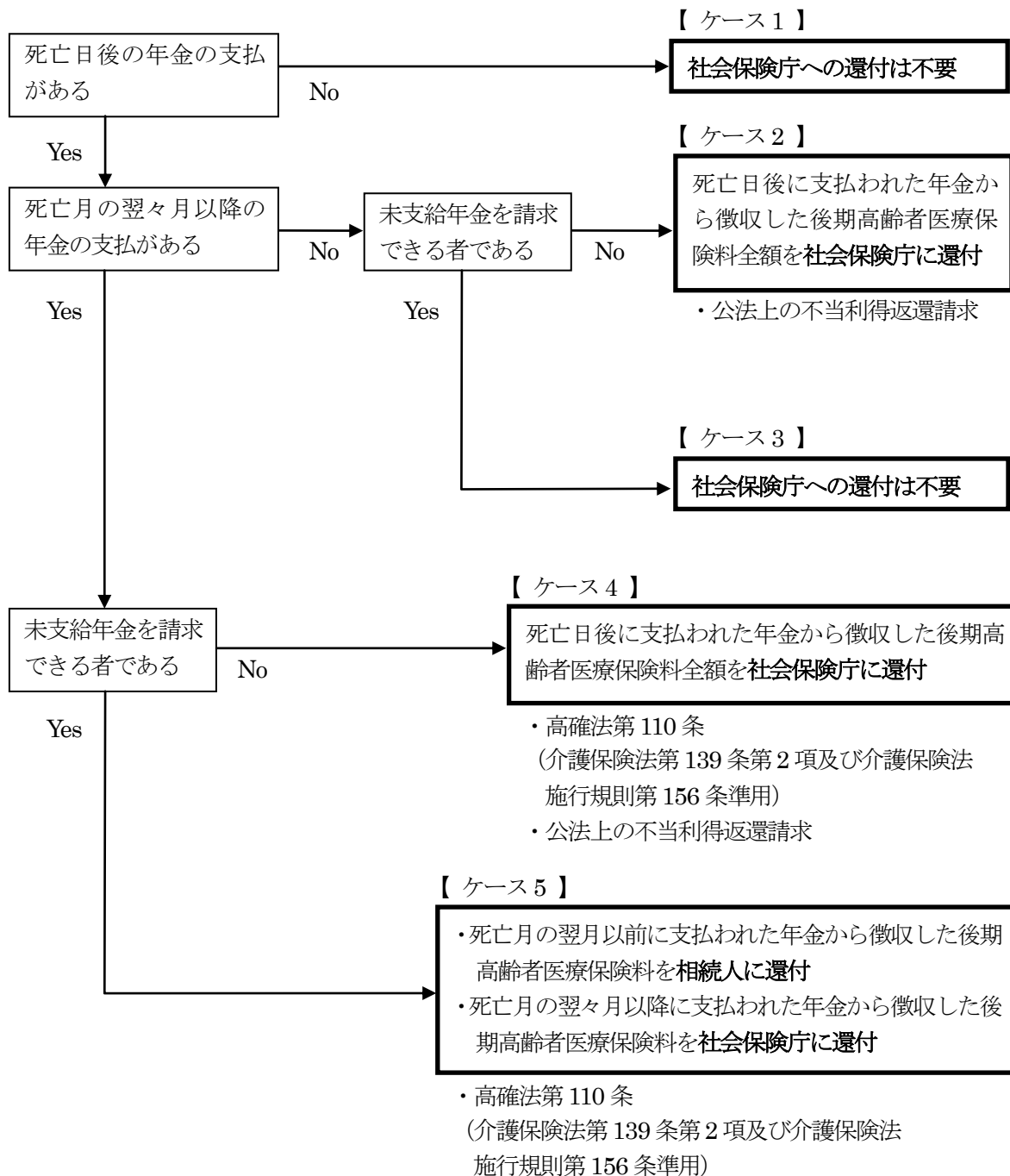


社会保険庁が支払う年金からの特別徴収に係る債権の取扱い
(厚生年金保険に統合された旧 3 共済の年金受給者を除く。)

○市町村における還付事務処理フロー



【ケース 1】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払後の 10 月 20 日に死亡し、10 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合



被保険者が生存中に年金を受給しており、年金の過払いは発生しないことから、社会保险庁から市町村への還付請求は行われない。

（高確法第 110 条）

【介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用】

△

10 月定期支払

▲

10 月 20 日死亡

△

10 月 25 日死亡届及び処理

年額保険料	48,000 円（月割 4,000 円）
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	10 月 20 日
最終支払月	10 月定期支払
年金の過払の有無	無
市町村の対応	相続人に還付
還付額	8,000 円

【ケース 2】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払前の 9 月 25 日に死亡し、10 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合で、未支給年金の請求できる者がいない場合



10 月定期支払分は、公法上の不当利得となっていることから、社会保険庁から市町村への還付請求は行われる。

(公法上の不当利得返還請求権)



9 月 25 日死亡



9 月 30 日死亡届及び処理



10 月定期支払

年額保険料	48,000 円 (月割 4,000 円)
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	9 月 25 日
最終支払月	10 月定期支払
未支給年金を請求できる者 (相続人)	無
年金の過払の有無 (未支給となる年金を含む)	有
市町村の対応	社会保険庁に還付 (相続人への還付は該当者がいないため、還付は行えない。)
還付額	
社会保険庁へ還付	8,000 円
相続人へ還付	4,000 円 ※還付請求者なし

【ケース 3】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払前の 9 月 25 日に死亡し、10 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合で、未支給年金の請求できる者がいる場合



年金の過払分は未支給金として処理されることから、社会保険庁から市町村への還付請求は行われない。

(高確法第 110 条)

【介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用】



9 月 25 日死亡



9 月 30 日死亡届及び処理



10 月定期支払

年額保険料	48,000 円 (月割 4,000 円)
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	9 月 25 日
最終支払月	10 月定期支払
未支給年金を請求できる者 (相続人)	有
年金の過払の有無	無
市町村の対応	相続人に還付
還付額	12,000 円

【ケース 4】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払前の 9 月 25 日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、10 月及び 12 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合で、未支給年金の請求できる者がいない場合

↓

10 月支払分は、公法上の不当利得となっていることから、社会保険庁から市町村への還付請求が行われる。

(公法上の不当利得返還請求権)

12 月支払分は、高確法第 110 条（介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用）の規定に基づき、社会保険庁から市町村への還付請求は行われる。

(高確法第 110 条)

【介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用】

▲

9 月 25 日死亡

△

10 月定期支払

△

11 月 25 日死亡届及び処理

△

12 月定期支払

年額保険料	48,000 円 (月割 4,000 円)
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	9 月 25 日
最終支払月	12 月定期支払
未支給年金を請求できる者（相続人）	無
年金の過払の有無（未支給となる年金を含む）	有
市町村の対応	社会保険庁に還付（相続人への還付は該当者がいないため、還付は行えない。）
還付額	
社会保険庁へ還付	16,000 円
相続人へ還付	4,000 円 ※還付請求者なし

【ケース 5】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払前の 9 月 25 日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、10 月及び 12 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合で、未支給年金の請求できる者がいる場合

↓

10 月支払分は、未支給金として処理されることから、社会保険庁から市町村への還付請求は行われない。

12 月支払分は、高確法第 110 条（介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用）の規定に基づき社会保険庁から市町村への還付請求は行われる。

（高確法第 110 条）

【介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用】

▲

9 月 25 日死亡

△

10 月定期支払

△

11 月 25 日死亡届及び処理

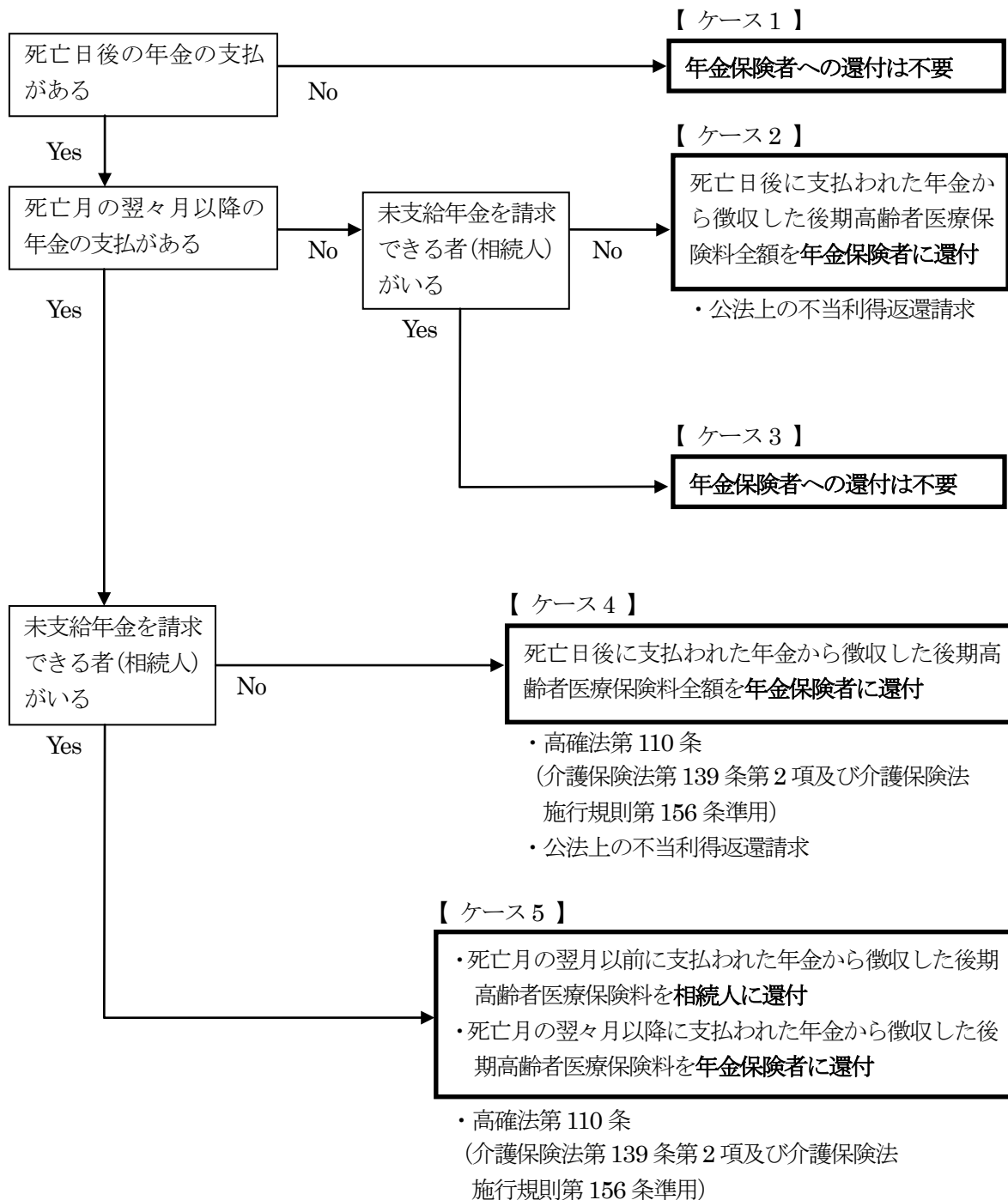
△

12 月定期支払

年額保険料	48,000 円（月割 4,000 円）
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	9 月 25 日
最終支払月	12 月定期支払
未支給年金を請求できる者（相続人）	有
年金の過払の有無（未支給となる年金を含む）	有
市町村の対応	社会保険庁及び相続人に還付
還付額	
社会保険庁へ還付	8,000 円
相続人へ還付	12,000 円

共済組合が支払う年金からの特別徴収に係る債権の取扱い
(厚生年金保険に統合された旧 3 共済の年金受給者を含む。)

○市町村における還付事務処理フロー



【ケース 1】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払後の 10 月 20 日に死亡し、10 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合



被保険者が生存中に年金を受給しており、年金の過払いは発生しないことから、年金保険者から市町村への還付請求は行われない。

（高確法第 110 条）

【介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用】

△

10 月定期支払

▲

10 月 20 日死亡

△

10 月 25 日死亡届及び処理

年額保険料	48,000 円（月割 4,000 円）
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	10 月 20 日
最終支払月	10 月定期支払
年金の過払の有無	無
市町村の対応	相続人に還付
還付額	8,000 円

【ケース 2】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払前の 9 月 25 日に死亡し、10 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合で、未支給年金の請求できる者がいない場合



10 月定期支払分は、公法上の不当利得となっていることから、年金保険者から市町村への還付請求は行われる。

(公法上の不当利得返還請求権)



9 月 25 日死亡



9 月 30 日死亡届及び処理



10 月定期支払

年額保険料	48,000 円 (月割 4,000 円)
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	9 月 25 日
最終支払月	10 月定期支払
未支給年金を請求できる者 (相続人)	無
年金の過払の有無 (未支給となる年金を含む)	有
市町村の対応	年金保険者に還付 (相続人への還付は該当者がいないため、還付は行えない。)
還付額	
年金保険者へ還付	8,000 円
相続人へ還付	4,000 円 ※還付請求者なし

【ケース 3】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払前の 9 月 25 日に死亡し、10 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合で、未支給年金の請求できる者がいる場合



年金の過払分は未支給金として処理されることから、年金保険者から市町村への還付請求は行われない。

(高確法第 110 条)

【介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用】



9 月 25 日死亡



9 月 30 日死亡届及び処理



10 月定期支払

年額保険料	48,000 円 (月割 4,000 円)
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	9 月 25 日
最終支払月	10 月定期支払
未支給年金を請求できる者 (相続人)	有
年金の過払の有無	無
市町村の対応	相続人に還付
還付額	12,000 円

【ケース 4】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払前の 9 月 25 日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、10 月及び 12 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合で、未支給年金の請求できる者がいない場合

↓

10 月支払分は、公法上の不当利得となっていることから、年金保険者から市町村への還付請求が行われる。

(公法上の不当利得返還請求権)

12 月支払分は、高確法第 110 条（介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用）の規定に基づき、年金保険者から市町村への還付請求は行われる。

(高確法第 110 条)

【介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用】

▲

9 月 25 日死亡

△

10 月定期支払

△

11 月 25 日死亡届及び処理

△

12 月定期支払

年額保険料	48,000 円 (月割 4,000 円)
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	9 月 25 日
最終支払月	12 月定期支払
未支給年金を請求できる者（相続人）	無
年金の過払の有無（未支給となる年金を含む）	有
市町村の対応	年金保険者に還付（相続人への還付は該当者がいないため、還付は行えない。）
還付額	
年金保険者へ還付	16,000 円
相続人へ還付	4,000 円 ※還付請求者なし

【ケース 5】

例：被保険者が、年金の 10 月定期支払前の 9 月 25 日に死亡したが、特別徴収中止の処理が間に合わず、10 月及び 12 月に支払われた年金から特別徴収された後期高齢者医療保険料が、市町村に納付された場合で、未支給年金の請求できる者がいる場合



10 月支払分は、未支給金として処理されることから、年金保険者から市町村への還付請求は行われない。

12 月支払分は、高確法第 110 条（介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用）の規定に基づき年金保険者から市町村への還付請求は行われる。

（高確法第 110 条）

【介護保険法第 139 条第 2 項及び介護保険法施行規則第 156 条準用】



9 月 25 日死亡



10 月定期支払



11 月 25 日死亡届及び処理



12 月定期支払

年額保険料	48,000 円（月割 4,000 円）
支払回数割保険料額	8,000 円
死亡日	9 月 25 日
最終支払月	12 月定期支払
未支給年金を請求できる者（相続人）	有
年金の過払の有無（未支給となる年金を含む）	有
市町村の対応	年金保険者及び相続人に還付
還付額	
年金保険者へ還付	8,000 円
相続人へ還付	12,000 円